

相続預金の残高証明書・取引明細表の発行について

被相続人様(お亡くなりになられた方)名義のご預金等の残高証明書や取引明細表は、相続人様、遺言執行者様、相続財産清算人様等のいずれか1名のご依頼により発行いたします。

依頼人様の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)と実印、および印鑑証明書のほか、下記の書類をご用意ください。

依頼人	必要書類
相続人	①被相続人様が亡くなられたことが確認できる戸籍謄本等 ②依頼人様が相続人であることが確認できる戸籍謄本等
遺言執行者	①被相続人様が亡くなられたことが確認できる戸籍謄本等 ②依頼人様が遺言執行者であることが確認できる遺言書 (家庭裁判所より選任されている場合は遺言執行者の選任審判書謄本)
相続財産清算人	①相続財産清算人の選任審判書謄本

※法務局の発行する法定相続情報一覧図をご提出いただく場合、戸籍謄本の提出は不要です。

※代理人が手続する場合は、上記の書類に加え、委任状等や代理人の実印と印鑑証明書等も必要です。

※弁護士等、士業の場合は、職印の使用・職印証明書の提出でもお取扱可能です。

※発行には当行所定の手数料が必要です。

経過利息の表示について

残高証明書の発行において、定期預金等の経過利息の表示をご希望される方はお申し出ください。

※経過利息とは、相続開始日時点で預金口座を解約した場合に支払われる利息です。

相続人であることが確認できる戸籍謄本

誰が法定相続人かを確認するため、被相続人様の生まれた時から亡くなった時までの連続した戸籍謄本等のご提出をお願いしております。

- ・ 依頼人様の氏名、生年月日が被相続人様の戸籍謄本と依頼人様の印鑑証明書で一致が確認できない場合、別途依頼人様の戸籍謄本をお願いする場合がございます。
- ・ 依頼人様が兄弟姉妹等の場合、被相続人様の両親の生まれた時から亡くなられた時までの連続したものをご用意ください。
- ・ 依頼人様が代襲相続人の場合は、被代襲相続人様の生まれた時から亡くなられた時までの連続したものをご用意ください。

